

中間指針、第一次追補、第二次追補の損害項目一覧

平成24年3月31日作成

損害の種類	対象	損害項目等	細目	算定方法等
政府による避難等の指示等に係る損害	[対象区域]	検査費用(人)	放射性物質への曝露の有無等を確認するための検査費用(検査のための交通費等の付随費用を含む)	
	(1) 避難区域	避難費用	① 対象区域から避難するために負担した交通費、家財道具の移動費用 ② 対象区域外に滞在することを余儀なくされたことにより負担した宿泊費及びこの宿泊に付随して負担した費用(以下「宿泊費等」という。) 第二次追補: 宿泊費等が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。 ③ 避難等による生活費の増加費用	① 避難費用のうち交通費、家財道具の移動費用、宿泊費等については、避難等対象者が現実に負担した費用が賠償の対象となり、その実費を損害額とするのが合理的な算定方法と認められる。 但し、領収証等による損害額の立証が困難な場合には、平均的な費用を推計することにより損害額を立証することも認められるべきである。 ② 他方、避難費用のうち生活費の増加費用については、原則として、後記の「精神的損害」の(指針) I ①又は②の額に加算し、その加算後の一定額をもって両者の損害額とするのが公平かつ合理的な算定方法と認められる。 避難指示等の解除等(指示、要請の解除のみならず帰宅許容の見解表明等を含む。以下同じ。)から相当期間経過後に生じた避難費用は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。 第二次追補: 「相当期間」は、今後の状況を踏まえて判断される。 第二次追補: 「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については、平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」が経過した時点までとする。 第二次追補: 「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3ヶ月間を当面の目安とする。
	(2) 屋内待避区域	一時立入費用	警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府及び県の支援を得て実施する「一時立入」に参加するために負担した交通費、家財道具の移動費用、除染費用等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む)	
	(3) 計画的避難区域	帰宅費用	対象区域の避難指示等の解除に伴い、対象区域内の住居に最終的に戻るために負担した交通費、家財道具の移動費用等(前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費等も含む)	
	(4) 緊急時避難準備区域	生命・身体的損害	I) 本件事故により避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化(精神的障害を含む。以下同じ。)し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等 II) 本件事故により避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した診断費、治療費、薬代等	
	(5) 特定避難勧奨地点	精神的損害	① 避難・区域外滞在の精神的苦痛	「避難費用」のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。 年齢や世帯の人数等にかかわらず、避難等対象者個人が賠償の対象となる。 (具体的な損害額) i 本件事故発生から6ヶ月間(第1期) 一人月額10万円を目安とする。 但し、この間、避難所・体育館・公民館等(以下「避難所等」という。)における避難生活等を余儀なくされた者については、避難所等において避難生活をした期間は、一人月額12万円を目安とする。 ii 第1期終了から6ヶ月間(第2期) 一人月額5万円を目安とする。 但し、警戒区域等が見直される等の場合には、必要に応じて見直す。 iii 第2期終了から終期までの期間(第3期) 今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討する。
(6) 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域			(損害発生時の始期と終期) i 始期については、原則として、個々の避難等対象者が避難等をした日にかかわらず、本件事故発生日である平成23年3月11日とする。 但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子供、妊婦、要介護者、入院患者等であって、同年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、当該者が実際に避難した日を始期とする。 ii 終期については、避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とはならない。 第二次追補: 「相当期間」は、今後の状況を踏まえて判断される。 第二次追補: 「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち檜葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」が経過した時点までとする。 第二次追補: 「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3ヶ月間を当面の目安とする。	

	<p>◇ 避難指示区域見直し</p> <p>避難区域及び計画的避難区域については、平成24年3月末を一つの目途に、新たな避難指示区域が設定される。</p> <p>① 避難指示解除準備区域 (年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域)</p> <p>② 居住制限区域 (年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被曝線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域)</p> <p>③ 帰還困難区域 (長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域)</p>		<p>② 屋内退避の精神的苦痛</p> <p>③ 平成24年3月頃(予定)見直し後の、避難指示区域の精神的損害</p> <p>④ 旧緊急時避難準備区域の(避難費用及び)精神的損害</p> <p>⑤ 特定避難勧奨地点の(避難費用及び)精神的損害</p>	<p>(具体的な損害額) 屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域において屋内退避をしていた者(緊急時避難準備区域から平成23年6月19日までに避難を開始した者及び計画的避難区域から避難した者を除く。)につき、一人10万円を目安とする。</p> <p>I) 避難指示区域内に住居があった者については、中間指針の「第2期」を避難指示区域見直しの時点まで延長し、当該時点から終期までの期間を「第3期」とする。</p> <p>II) I)の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、原則として、引き続き中間指針で示したとおりとする。但し、宿泊費等が賠償の対象となる額及び期間には限りがあることに留意する必要がある。</p> <p>III) I)の第3期における精神的損害の具体的な損害額の算定に当たっては、避難者の住居があった地域に応じて、以下のとおりとする。</p> <p>① 避難指示解除準備区域 一人月額10万円を目安とする。</p> <p>② 居住制限区域 一人月額10万円を目安とした上、概ね2年分としてまとめて一人240万円の請求をすることができるものとする。但し、避難指示解除までの期間が長期化した場合は、賠償の対象となる期間に応じて追加する。</p> <p>③ 帰還困難区域 一人600万円を目安とする。</p> <p>IV) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、避難指示区域については今後の状況を踏まえて判断される。</p> <p>I) 第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針のとおりとする。</p> <p>II) 第3期(平成24年3月11日から終期まで)における精神的損害の具体的な損害額の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。</p> <p>III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、旧緊急時避難準備区域については平成24年8月末までを目安とする。但し、同区域のうち榎葉町の区域については、同町の避難指示区域について解除後「相当期間」が経過した時点までとする。</p> <p>特定避難勧奨地点の解除に向けた検討が開始されていること等を踏まえ、次のとおりとする。</p> <p>I) 中間指針の第3期において賠償すべき避難費用及び精神的損害並びにそれらの損害額の算定方法は、引き続き中間指針のとおりとする。</p> <p>II) 中間指針の第3期(平成24年3月11日から終期まで)における精神的損害の具体的な損害額の算定に当たっては、一人月額10万円を目安とする。</p> <p>III) 中間指針において避難費用及び精神的損害が特段の事情がある場合を除き賠償の対象とはならないとしている「避難指示等の解除等から相当期間経過後」の「相当期間」は、特定避難勧奨地点については3ヶ月間を当面の目安とする。</p> <p>賠償すべき減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額から、本件事故がなければ負担していたであろう費用と実際に負担した費用との差額(本件事故により負担を免れた費用)を控除した額(「逸失利益」)とする。</p> <p>第二次追補: I) 営業損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断する。 II) 営業損害を被った事業者による転業・転職や臨時の営業・就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た利益や給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。</p> <p>第二次追補: I) 就労不能等に伴う損害の終期は、当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断する。 II) 就労不能等に伴う損害を被った労働者による転職や臨時の就労等が特別の努力と認められる場合には、かかる努力により得た給与等を損害額から控除しない等の合理的かつ柔軟な対応が必要である。</p> <p>第二次追補: I) 帰還困難区域内の不動産に係る財物価値については、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により100パーセント減少(全損)したものと推認することができる。 II) 居住制限区域内及び避難指示解除準備区域内の不動産に係る財物価値については、避難指示解除までの期間等を考慮して、本件事故発生直前の価値を基準として本件事故により一定程度減少したものと推認することができる。</p>
[避難等対象者]	<p>1 本件事故が発生した後に対象区域内から同区域外へ避難のための立退き(以下「避難」という。)及びこれに引き続き同区域外滞在(以下「対象区域外滞在」という。)を余儀なくされた者(但し、平成23年6月20日以降に緊急時避難準備区域(特定避難勧奨地点を除く。)から同区域外に避難を開始した者のうち、子供、妊婦、要介護者、入院患者等以外の者を除く。)</p> <p>2 本件事故発生時に対象区域外に居り、同区域内に生活の本拠としての住居(以下「住居」という。)があるものの引き続き対象区域外滞滞在を余儀なくされた者</p> <p>3 屋内退避区域内で屋内への退避(以下「屋内退避」という。)を余儀なくされた者</p>	<p>営業損害</p> <p>就労不能等による損害</p> <p>検査費用(物)</p> <p>財物価値の喪失又は減少等 (不動産も含む)</p>	<p>I) 避難指示等に伴い、営業が不能になる又は取引が減少する等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合の減収分。</p> <p>II) 事業に支障が生じたために負担した追加的費用(従業員に係る追加的な経費、商品や営業資産の廃棄費用、除染費用等)や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用(事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等)。</p> <p>III) 同指示等の解除後も、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合の減収分。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用(機械等設備の復旧費用、除染費用等)。</p> <p>対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者が避難指示等により、あるいは、前記の営業損害を被った事業者により雇用されていた勤労者が当該事業者の営業損害により、その就労が不能等となった場合の、給与等の減収分及び追加的費用。</p> <p>対象区域内にあった商品を含む財物につき、当該財物の性質等から、検査を実施して安全を確認することが必要かつ合理的であると認められた場合の、所有者等の負担した検査費用(検査のための運送費用等の付随費用を含む。以下同じ。)</p> <p>I) 避難指示等による避難等を余儀なくされたことに伴い、対象区域内の財物の管理が不能等となったため、当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実に価値を喪失し又は減少した部分及びこれに伴う追加的費用(当該財物の廃棄費用、修理費用等)。</p>	

			<p>II) I)のほか、当該財物が対象区域内にあり、 ① 財物の価値を喪失又は減少させる程度の量の放射性物質に曝露した場合又は、 ② ①には該当しないものの、財物の種類、性質及び取扱い様等から、平均的・一般的な人の認識を基準として、本件事故により当該財物の価値の全部又は一部が失われたと認められる場合には、現実には価値を喪失し又は減少した部分及び除染等の追加的費用。</p>							
			<p>III) 対象区域内の財物の管理が不能等となり、又は放射性物質に曝露することにより、その価値が喪失又は減少することを予防するため、所有者等が支出した費用。</p>							
自主的避難等に係る損害 (第一次追補)	<p>[自主的避難等対象区域]</p> <p>下記の福島県内の市町村のうち避難指示等対象区域を除く区域。</p> <p>(県北地域) 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村 (県中地域) 郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町 (相双地域) 相馬市、新地町 (いわき地域) いわき市</p>	<p>I) 自主的避難等対象者が受けた損害のうち、以下のものが一定の範囲で賠償すべき損害と認められる。</p>	<p>II) I)の①のi)ないしiii)に係る損害額並びに②のi)及びii)に係る損害額については、いずれもこれらを合算した額を同額として算定するのが、公平かつ合理的な算定方法と認められる。</p>							
		<p>① 放射線被曝への恐怖や不安により自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った場合(本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を含む。以下同じ。)における以下のもの。</p>	<p>III) (具体的な損害額)</p> <p>① 自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦 本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とする。 ② その他の自主的避難等対象者 本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。</p>							
		<table border="1"> <tr> <td>i)生活費の増加費用</td> <td>自主的避難によって生じた生活費の増加費用</td> </tr> <tr> <td>ii)精神的苦痛</td> <td>自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛</td> </tr> <tr> <td>iii)移動費用</td> <td>避難及び帰宅に要した移動費用</td> </tr> </table>	i)生活費の増加費用	自主的避難によって生じた生活費の増加費用	ii)精神的苦痛	自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛	iii)移動費用	避難及び帰宅に要した移動費用	<p>IV)本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者については、賠償すべき損害は自主的避難等対象者の場合に準じるものとし、具体的な損害額の算定に当たっては以下のとおりとする。</p> <p>① 中間指針第3の[損害項目]の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間については、III)に定める金額がIII)の①及び②における対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。 ② 子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人20万円を目安としつつ、これらの者が中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。</p>	
		i)生活費の増加費用	自主的避難によって生じた生活費の増加費用							
ii)精神的苦痛	自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛									
iii)移動費用	避難及び帰宅に要した移動費用									
<p>② 放射線被曝への恐怖や不安を抱きながら自主的避難等対象区域内に滞在を続けた場合における以下のもの。</p>	<p>第二次追補:平成24年1月以降に関しては、次のとおりとする。</p> <p>I) 少なくとも子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には、賠償の対象となる。 II) I)によって賠償の対象となる場合において、賠償すべき損害及びその損害額の算定方法は、原則として第一次追補第2の[損害項目]で示したとおりとする。具体的な損害額については、同追補の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定する。</p>									
<p>[対象者]</p> <p>(1) 自主的避難等対象区域内に住居があった者</p> <p>本件事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居(以下「住居」という。)があった者。 (本件事故発生後に当該住居から自主的避難を行った場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合、当該住居に滞在を続けた場合等を問わない。)</p> <p>(2) 避難指示等対象区域内に住居があった者の一部</p> <p>本件事故発生時に避難指示等対象区域内に住居があった者についても、中間指針第3の[損害項目]の6の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供及び妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間(本件事故発生当初の時期を除く。)は、自主的避難等対象者の場合に準じて賠償の対象とする。</p>										
政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害	<p>(1) 政府により、平成23年3月15日に航行危険区域に設定された、福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内海域 (同海域のうち半径20kmの円内海域は同年4月22日に「警戒区域」にも設定され、その後の同月25日には、同海域全体につき航行危険区域が解除されるとともに、「警戒区域」以外の半径20kmから30kmの円内海域は「緊急時避難準備区域」に設定された。以下、これら設定の変更前後における各円内海域を併せて「航行危険区域等」という。)</p> <p>(2) 政府により、平成23年3月15日に飛行禁止区域に設定された、福島第一原子力発電所を中心とする半径30kmの円内空域 (同年5月31日には、半径20kmの円内空域に縮小。)</p>	<p>営業損害</p>	<p>I) 航行危険区域等の設定に伴い、①漁業者が、対象区域内での操業又は航行を断念せざるを得なくなったため、又は、②内航海運業者若しくは旅客船事業者が同区域を迂回して航行せざるを得なくなったため、現実に減収があった場合又は迂回のため費用が増加した場合は、その減収分及び追加的費用。 II) 飛行禁止区域の設定に伴い、航空運送事業者を営んでいる者が、同区域を迂回して飛行せざるを得なくなったため費用が増加した場合は、当該追加的費用。</p>							
		<p>就労不能等に伴う損害</p>	<p>航行危険区域等又は飛行禁止区域の設定により、同区域での操業、航行又は飛行が不能等となった漁業者、内航海運業者、旅客船事業者、航空運送事業者等の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の、給与等の減収分及び追加的費用。</p>							

政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害	農林水産物(加工品を含む。以下第5において同じ。)及び食品の出荷、作付けその他の生産・製造及び流通に関する制限又は農林水産物及び食品に関する検査について、政府が本件事故に関し行う指示等(地方公共団体が本件事故に関し合理的理由に基づき行うもの及び生産者団体が政府又は地方公共団体の関与の下で本件事故に関し合理的理由に基づき行うものを含む。)に伴う損害。	営業損害	<p>I) 農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収があった場合の減収分。</p> <p>II) 農林漁業者その他の同指示等の対象事業者において、上記のように事業に支障が生じたために負担した追加的費用(商品の回収費用、廃棄費用等)や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用(代替飼料の購入費用、汚染された生産資材の更新費用等)。</p> <p>III) 同指示等の対象品目を既に仕入れ又は加工した加工・流通業者において、当該指示等に伴い、当該品目又はその加工品の販売の断念を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたために現実に生じた減収分及び追加的費用。</p> <p>IV) 同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者又はIII)の加工・流通業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたため減収があった場合の減収分。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用(農地や機械の再整備費、除染費用等)。</p>	
		就労不能等に伴う損害	同指示等に伴い、同指示等の対象事業者又は加工・流通業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び追加的費用。	
		検査費用(物)	同指示等に基づき行われた検査に関し、農林漁業者その他の事業者が負担を余儀なくされた検査費用。	
その他の政府指示等に係る損害	前記政府指示等のほか、事業活動に関する制限又は検査について、政府が本件事故に関し行う指示等(水に係る摂取制限指導、水に係る放射性物質検査の指導、放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する指導及び学校等の校舎・校庭等の利用判断に関する指導等)に伴う損害。	営業損害	<p>I) 同指示等の対象事業者において、同指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等、その事業に支障が生じたため、現実に減収が生じた場合の減収分。</p> <p>II) 同指示等の対象事業者において、事業に支障が生じたために負担した追加的費用(商品の回収費用、保管費用、廃棄費用等)や、事業への支障を避けるため又は事業を変更したために生じた追加的費用(水道事業者による代替水の提供費用、除染費用、校庭・園庭における放射線量の低減費用等)。</p> <p>III) 同指示等の解除後も、同指示等の対象事業者において、当該指示等に伴い事業に支障が生じたために減収があった場合の減収分。また、同指示等の解除後に、事業の全部又は一部の再開のために生じた追加的費用。</p>	
		就労不能等に伴う損害	同指示等に伴い、同指示等の対象事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び追加的費用。	
		検査費用(物)	同指示等に基づき行われた検査に関し、同指示等の対象事業者が負担を余儀なくされた検査費用。	
いわゆる風評被害	一般的基準	I) この中間指針で「風評被害」とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた被害を意味するものとする。		
		II) 「風評被害」についても、本件事故と相当因果関係のあるものであれば賠償の対象とする。その一般的な基準としては、消費者又は取引先が、商品又はサービスについて、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。		
		具体的にどのような「風評被害」が本件事故と相当因果関係のある損害と認められるかは、業種毎の特徴等を踏まえ、営業や品目の内容、地域、損害項目等により類型化した上で、次のように考えるものとする。		
		III) ① 各業種毎に示す一定の範囲の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害(IV)に相当する被害をいう。以下同じ。)は、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められるものとする。		
		② ①以外の類型については、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害を個別に検証し、II)の一般的な基準に照らして、本件事故との相当因果関係を判断するものとする。		
		IV) 損害項目としては、消費者又は取引先により商品又はサービスの買い控え、取引停止等をされたために生じた次のものとする。		
		① 営業損害	取引数量の減少又は取引価格の低下による減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用(商品の返品費用、廃棄費用、除染費用等)	
		② 就労不能等に伴う損害	①の営業損害により、事業者の経営状態が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用	
		③ 検査費用(物)	取引先の要求等により実施を余儀なくされた検査に関する検査費用	
農林漁業・食品産業の風評被害	農林漁業・食品産業の風評被害	I) 以下に掲げる損害については、「いわゆる風評被害」の「一般的基準」のIII)①の類型として、原則として賠償すべき損害と認められる。		
		① 農林漁業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品に係るもの。		
		i) 農林産物(茶及び畜産物を除き、食用に限る。)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉及び埼玉の各県において産出されたもの。	
		ii) 茶	i)の各県並びに神奈川県及び静岡県の各県において産出されたもの。	
		iii) 畜産物(食用に限る。)	福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。	
		iv) 水産物(食用及び餌料用に限る。)	福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の各県において産出されたもの。	
		v) 花き	福島、茨城及び栃木の各県において産出されたもの。	
		vi) その他の農林水産物	福島県において産出されたもの。	
		vii) i)ないしvi)の農林水産物を主な原材料とする加工品。		
		② 牛肉等の買い控え等の被害	農業において、平成23年7月8日以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、少なくとも、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根の各道県において産出された牛肉、牛肉を主な原材料とする加工品及び食用に供される牛に係るもの。	

		<p>③ 農林水産物の加工業及び食品製造業の買い控え等の被害</p> <p>農林水産物の加工業及び食品製造業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、次に掲げる産品及び食品(以下「産品等」という。)に係るもの。</p> <p>i) 加工又は製造した事業者の主たる事務所又は工場が福島県に所在するもの。</p> <p>ii) 主たる原材料が①の i)ないし vi)の農林水産物又は②の牛肉であるもの。</p> <p>iii) 摂取制限措置(乳幼児向けを含む。)が現に講じられている水を原料として使用する食品。</p>	
		<p>④ 農林水産物・食品の流通業の買い控え等の被害</p> <p>農林水産物・食品の流通業(農林水産物の加工品の流通業を含む。以下同じ。)において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害のうち、①ないし③に掲げる産品等を継続的に取り扱っていた事業者が仕入れた当該産品等に係るもの。</p>	
	II) 事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等を断念した被害	<p>農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業並びに農林水産物・食品の流通業において、I)に掲げる買い控え等による被害を懸念し、事前に自ら出荷、操業、作付け、加工等の全部又は一部を断念したことによって生じた被害も、かかる判断がやむを得ないものと認められる場合には、原則として賠償すべき損害と認められる。</p>	
	III) 政府が検査の指示等を行った都道府県において、当該指示等の対象となった農林水産物・食品と同種のものにつき、取引先の要求等で検査した費用	<p>農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた農林水産物(加工品を含む。)又は食品(加工又は製造の過程で使用する水を含む。)の検査に関する検査費用のうち、政府が本件事故に関し検査の指示等を行った都道府県において当該指示等の対象となった産品等と同種のものに係るものは、原則として賠償すべき損害と認められる。</p>	
	IV) その他	<p>I)ないし III)に掲げる損害のほか、農林漁業、農林水産物の加工業及び食品製造業、農林水産物・食品の流通業並びにその他の食品産業において、本件事故以降に現実に生じた買い控え等による被害は、個々の事例又は類型毎に、取引価格及び取引数量の動向、具体的な買い控え等の発生状況等を検証し、当該産品等の特徴(生産・流通の実態を含む。)、その産地等の特徴(例えばその所在地及び本件事故発生地からの距離)、放射性物質の検査計画及び検査結果、政府等による出荷制限指示(県による出荷自粛要請を含む。以下同じ。)の内容、当該産品等の生産・製造に用いられる資材の汚染状況等を考慮して、消費者又は取引先が、当該産品等について、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる場合には、本件事故との相当因果関係が認められ、賠償の対象となる。</p>	
観光業の風評被害	I) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県の観光業の解約・予約控え等	<p>I) 観光業については、本件事故以降、全国的に減収傾向が見られるところ、本件事故以降、現実に生じた被害のうち、少なくとも本件事故発生県である福島県のほか、茨城県、栃木県及び群馬県に営業の拠点がある観光業については、消費者等が本件事故及びその後の放射性物質の放出を理由に解約・予約控え等をする心理が、平均的・一般的な人を基準として合理性を有していると認められる蓋然性が高いことから、本件事故後に観光業に関する解約・予約控え等による減収等が生じていた事実が認められれば、「いわゆる風評被害」の「一般的基準」の III) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。</p>	<p>観光業における減収等については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。この検討に当たっては、例えば、本件事故による影響が比較的少ない地域における観光業の解約・予約控え等の状況と比較するなどして、合理的な範囲で損害の有無及び損害額につき推認をすることが考えられる。</p>
	II) 外国人観光客の解約	<p>II) I)に加えて、外国人観光客に関しては、我が国に営業の拠点がある観光業について、本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたことにより発生した減収等については、「いわゆる風評被害」の「一般的基準」の III) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。</p>	
製造業、サービス業等の風評被害	I) 農林漁業・食品産業、観光業の風評被害のほか、製造業、サービス業等において、本件事故以降に現実に生じた買い控え、取引停止等による被害のうち、以下に掲げる損害については、「いわゆる風評被害」の「一般的基準」の III) ①の類型として、原則として本件事故との相当因果関係が認められる。		<p>III) I)及びII)の検討に当たっては、例えば、サービス等を提供する事業者が福島県への来訪を拒否することによって発生する損害については、東日本大震災による影響の蓋然性も相当程度認められるから、損害の有無の認定及び損害額の算定に当たってはその点についての検討も必要である。</p>
	① 本件事故発生県である福島県に所在する拠点で製造、販売を行う物品又は提供するサービス等に関し、当該拠点において発生したもの		
	② サービス等を提供する事業者が来訪を拒否することによって発生した、本件事故発生県である福島県に所在する拠点における当該サービス等に係るもの		
	③ 放射線物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等につき、 i) 指導等を受けた対象事業者が、当該副次産物の引き取りを忌避されたこと等によって発生したもの ii) 当該副次産物を原材料として製品を製造していた事業者の当該製品に係るもの		
	④ 水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、事業者が本件事故以降に取引先の要求等によって実施を余儀なくされた検査に係るもの(但し、水を製造の過程で使用するもののうち、食品添加物、医薬品、医療機器等、人の体内に取り入れられるなどすることから、消費者及び取引先が特に敏感に敬遠する傾向がある製品に関する検査費用に限る。)		
	II) 海外在住外国人の来訪により提供されるサービス等の、平成23年5月末までの解約による損害	<p>海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関しては、我が国に存在する拠点において発生した被害(外国船舶が我が国の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、我が国の事業者が生じたものを含む。)のうち、本件事故の前に既に契約がなされた場合であって、少なくとも平成23年5月末までに解約が行われたこと(寄港又は航行が拒否されたことを含む。)により発生した減収分及び追加的費用については、「いわゆる風評被害」の「一般的基準」の III) ①の類型として、原則として本件事故と相当因果関係のある損害として認められる。</p>	
輸出に係る風評被害	I) 検査費用、証明書発行費用等	<p>我が国の輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について、本件事故以降に輸出先国の要求(同国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含む。)によって現実に生じた必要かつ合理的な範囲の検査費用(検査に伴い生じた除染、廃棄等の付随費用を含む。)や各種証明書発行費用等。</p>	
	II) 輸入拒否されたことによる減収、追加的費用	<p>我が国の輸出品について、本件事故以降に輸出先国の輸入拒否(同国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含む。)がされた時点において、既に当該輸出先国向けに輸出され又は生産・製造されたもの(生産・製造途中のものを含む。)に限り、当該輸入拒否によって現実に廃棄、転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたため生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用。</p>	

いわゆる間接被害	I) この中間指針で「間接被害」とは、本件事故により前記第3ないし第7で賠償の対象と認められる損害(以下「第一次被害」という。)が生じたことにより、第一次被害を受けた者(以下「第一次被害者」という。)と一定の経済的関係にあった第三者が生じた被害を意味するものとする。	II) 「間接被害」については、間接被害を受けた者(以下「間接被害者」という。)の事業等の性格上、第一次被害者との取引に代替性がない場合には、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。その具体的な類型としては、例えば次のようなものが挙げられる。		
		i)	事業の性質上、販売先が地域的に限られている事業者の被害であって、販売先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。	
		ii)	事業の性質上、調達先が地域的に限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。	
		iii)	原材料やサービスの性質上、その調達先が限られている事業者の被害であって、調達先である第一次被害者の避難、事業休止等に伴って必然的に生じたもの。	
	①	営業損害	第一次被害が生じたために間接被害者において生じた減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用	
②	就労不能等に伴う損害	営業損害により、事業者である間接被害者の経営が悪化したため、そこで勤務していた勤労者が就労不能等を余儀なくされた場合の給与等の減収分及び必要かつ合理的な範囲の追加的費用		
放射線被曝による損害		逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等	本件事故の復旧作業等に従事した原子力発電所作業員、自衛官、消防隊員、警察官又は住民その他の者が、本件事故に係る放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により、傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益、治療費、薬代、精神的損害等。	
除染等に係る損害 (第二次追補)	I)	本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等(汚染された土壌等の除去に加え、汚染の拡散の防止等の措置、除去土壌の収集、運搬、保管及び処分並びに汚染された廃棄物の処理を含む。)を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められる。		
	II)	住民の放射線被曝の不安や恐怖を緩和するために地方公共団体や教育機関が行う必要かつ合理的な検査等に係る費用は、賠償すべき損害と認められる。		